

知多市まちかどギャラリー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が制作した諸作品の発表の場を、市内の身近にある施設に確保することにより、市民に作品発表の機会を提供し、生涯学習活動への意欲を高めるとともに、作品発表の場を市民交流の場として活用することを目的としたまちかどギャラリー事業について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出品者 この要綱の趣旨に賛同し、作品を展示することができる個人又は団体をいう。
ただし、市内在住、在勤及び在学を問わないものとする。
- (2) 会場 この要綱の趣旨に賛同し、作品発表の場を提供することができる店舗、金融機関、医療機関等の市内施設とする。
- (3) 作品 出品者が制作したものをいい、他の会場やこの事業以外の機会に発表したものの展示も可とする。また、展示することのできる作品は、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 営利又は宣伝を目的とする内容が含まれないもの
 - イ 展示施設を汚損又は毀損・破損するおそれのないもの
 - ウ 法令及び公序良俗に反しないもの
 - エ 選挙活動、政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動に該当しないもの
 - オ 著作権、肖像権など、他人の権利を侵害しないもの
- (4) 庶務担当 教育委員会

(事業の内容)

第3条 出品者は、制作した作品を会場に展示し、会場は、当該施設内に展示スペースを出品者に提供するものとする。

(承認書の提出)

第4条 出品者は、知多市まちかどギャラリー事業参加承認書（出品者用）（第1号様式）、会場の代表責任者は知多市まちかどギャラリー事業参加承認書（会場用）（第2号様式）を

庶務担当に提出するものとする。

(展示期間)

第5条 展示期間は、庶務担当が調整を行い、事前に一覧表にある出品者及び会場の代表責任者に連絡する。

(作品の搬入、搬出及び展示)

第6条 作品の搬入及び搬出は、庶務担当から連絡された期日及び会場において出品者が行い、作品の展示は、会場の代表責任者が指示した展示場所、展示方法等により、出品者が行うものとする。

2 出品者が作品を展示するにあたり、会場における展示場所、設備等の下見が必要な場合は、会場の代表責任者の了解を得て、これを行うことができる。

(展示の変更又は中止)

第7条 出品者及び会場の代表責任者が止むを得ない事情により、展示の変更又は中止をしようとする場合は、速やかに庶務担当に連絡しなければならない。

2 展示会場は、作品の内容や趣旨が自施設にそぐわないと判断した場合は、庶務担当へ連絡の上、展示を中止することができる。

3 庶務担当は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに対応を講じなければならない。

(展示に係わる備品等の負担)

第8条 会場は、良好な作品展示のスペースを確保するとともに、展示に際して設備等の必要が生じた場合は、原則として会場が負担するものとし、展示に必要な備品等の必要が生じた場合は、原則として庶務担当が負担するものとする。

(出品者等の責務)

第9条 出品者及び会場の代表責任者は、展示期間中に事故等が起こらないよう十分配慮するものとする。

2 出品者及び会場の代表責任者は、展示した作品の破損、汚損、盗難等があった場合には、補償の請求をできないものとする。

(営利行為の禁止)

第10条 出品者及び会場の代表責任者は、展示された作品の売買など、会場においては一切の営利行為を行わないものとする。

(謝礼等の禁止)

第11条 出品者と会場相互の謝礼等については、一切行わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、教育長がその都度定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。